

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年旭医大達第165号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後						現行					
(略)						(略)					
附 則						(略)					
<u>この規程は、令和7年10月1日から施行する。</u>						(略)					
(略)						(略)					
別表第2（第11条第3項関係）						別表第2（第11条第3項関係）					
職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間	職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病院リハビリテーション部所属の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（新設）	1箇月（新設）	日勤（新設）	<u>8時30分</u> （新設）	<u>17時15分</u> （新設）	<u>12時00分～13時00分</u> （新設）						
病院手術部所属の臨床工学技士	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	病院手術部所属の臨床工学技士	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

		早 日	8時00分	16時45分	12時00分～ 13時00分
		早 出	7時00分	15時45分	12時00分～ 13時00分
		<u>麻酔科</u> (新設)	<u>7時30分</u> (新設)	<u>16時15分</u> (新設)	<u>12時00分～</u> <u>13時00分</u> (新設)
		16勤	15時30分	8時30分	19時30分～ 20時, 23時4 5分～0時15 分, 4時00分 ～4時30分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考1～4 (略)					
(略) 【改正理由】 理学療法士等の変形労働時間制への移行及び臨床工学技士の麻酔科医 アシスタント業務への専従対応のため、所要の改正を行うものである。					

		早 日	8時00分	16時45分	12時00分～ 13時00分
		早 出	7時00分	15時45分	12時00分～ 13時00分
		16勤	15時30分	8時30分	19時30分～ 20時, 23時4 5分～0時15 分, 4時00分 ～4時30分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考1～4 (略)					
(略)					